

## 人材採用及びコンサルティングに関する契約書

〇〇〇（以下「甲」という）とインテグラス株式会社（以下「乙」という）とは、以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第一条：【業務内容】

甲は、甲の人材採用活動に関して、人材の募集、探索を乙に委託し、乙はこれらのコンサルティング業務を甲に提供する。

### 第二条：【人事コンサルティング料】

甲は、乙のコンサルティング業務の提供により人材の採用を決定した場合、当該採用対象者（以下「採用決定者」という）が入社意思を書面にて示し、かつ、就業した段階で乙に対して報酬（以下「人事コンサルティング料」という）を支払うものとする。人事コンサルティング料は、当該採用決定者の理論年収額の 35%（別途消費税）とし、理論年収額には給与、賞与、諸手当またはこれと同等の性格を持つ加給を含む。但し、理論年収額には通勤手当は含まれないものとする。

### 第三条：【人事コンサルティング料の支払】

甲が乙に支払う人事コンサルティング料は採用決定者の入社日を基準とし、当月末日締め翌月末日までに乙指定の銀行口座に一括して振り込むものとする。

### 第四条：【人事コンサルティング料の返還】

乙は、本契約に基づき甲に入社した前条にいう採用決定者が、当該採用決定者の自己都合による退職または当該採用決定者の責に帰すべき事由に基づき退職する場合、当該採用決定者の甲における在職期間に応じて、以下に定める金額（別途消費税）を甲に払い戻すものとする。尚、乙は、当該払戻金を、当該採用決定者の退職した日の属する月の翌月末日までに一括して甲の指定する銀行口座へ現金振込みにて支払うものとする。但し、会社都合による退職、当該採用決定者の死亡、天災事変などの不測の事態の場合は返金の対象とならない。

1 ヶ月以内の退職：人事コンサルティング料の 80%

3 ヶ月以内の退職：人事コンサルティング料の 50%

#### 第五条【守秘義務】

甲及び乙は、本契約履行上知りえた採用決定者及び選考対象者に関する情報並びに相手方の人事上の情報、財務上の情報、その他営業及び技術に関する情報（以下「機密情報」という）につき、守秘義務を負うものとする。又、甲及び乙は、相手方が提出する機密情報に関しては善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、本契約以外の目的に使用、漏洩することは一切しないものとする。

#### 第六条【苦情の処理に関して】

乙は甲からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備、及び改善、向上に努めるものとし、誠実に対応するものとする。

#### 第七条【契約の有効期限】

本契約の有効期限は、契約締結の日から1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙より異議申し立てのない場合は、本契約は同一条件にてさらに1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

#### 第八条【本契約の協議事項】

本契約に定めのない事項については、甲乙誠実に協議して解決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各記名捺印の上、各1通保有する。

平成〇〇年〇月〇日

（住 所）  
甲 （会社名）  
（代表者）

（住 所） 〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-8 須田ビル本館 3F  
乙 （会社名） インテグラス株式会社  
（代表者） 代表取締役社長 諸橋 清貴  
（厚生労働大臣認可） 有料職業紹介 13-ユ-307115